

年末調整のポイント

年末調整とは、給与の支払者が給与の支払を受ける人について、その年中に支払が確定した給与等の総額に対して納めなければならない税額を算出し、毎月の給与等から源泉徴収した税額と比べて過不足を精算する手続です。

年末調整の留意点

《復興特別所得税の計算》

昨年に引き続き、今年の年末調整の際にも復興特別所得税を含めた税額を算出する必要があります。

《年末調整の対象者》

年末調整は、原則として給与の支払者に対して「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の全員について行いますが、下記の場合は年末調整の対象者になりません。

- ①その年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- ②国内に住所及び1年以上の居所を有していない人
- ③年の途中で退職した人
- ④災害減免法の規定により、その年中の給与に対する源泉所得税等について徴収猶予や還付を受けた人

平成28年分の源泉徴収事務を開始するに当たり注意すること

《マイナンバー制度の導入》

マイナンバー制度が導入され、平成28年1月から順次利用が開始されます。源泉徴収事務においては給与所得者から本人及び扶養親族等の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります。

《国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化》

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、その適用を受ける旨を扶養控除等申告書に記載したうえで「親族関係書類」を給与の支払者に提出、または提示しなければならないこととされました。

《給与所得控除額に関する改正》

平成28年分の所得税の計算において、給与等の収入金額が1,200万円を超える場合の給与所得控除額については230万円が上限とされました。これに伴い給与所得の源泉徴収税額表等が改正されました。